

厚労省ウオッチング

自 民党、日本維新の会の
両与党は、会社員や公

務員の扶養を受ける配偶者が
加入する年金、「第3号被保

険者制度」の見直しに向けた
議論をスタートさせた。両党

は制度の「段階的縮小」とい
う方向性では一致しており、

5月中旬に骨子案を纏める意向
だ。それでも漸次縮小を進め

たい自民に対し、「廃止」をゴ
ールに改革を迫る維新の間の

温度差は小さくない。自民案
の後ろ盾となっている厚生、

婦等も自分の年金を受給出来る様にする為、改正、

第218回「第3号被保険者制度」は自然消滅待ち？

し、同省幹部は「病気や障害が有る等、働きたくと
も働けない人は一定数残る。3号廃止で其の人達の

年金権を無くすなら『皆年金』の旗が揺らいでしま
う」と言う。

一方、連立入りの成果に乏しい維新は「自民党の
自然消滅を待つ様な考え方なら何十年も掛かる」(中

堅幹部)として、目に見える成果を求める。

とは言え、縮小を急げば保険料の負担増が一気に
のし掛かる層も出てくる。「足して2で割るとい

妥協がし辛い」(自民党厚労族)中、縮小案の1つと
して浮上しているのが「人生の一定期間のみ3号対

象とする」案だ。育児や介護の期間中等、働くのが

法が1986年に施行され
た。加入者数は95年度(約1

220万人)にピークを迎え
た後、共働き世帯の増加等で

減り続け、24年度末時点で6
41万人となっている。近年

は厚生年金の適用拡大によ
って急減しており、23年度末

から24年度末の1年間で約45万人も減っている。

与党が3号制度の見直しに着手した背景には、制
度が保険料負担回避の為の就労調整、「130万円

の壁」を生み、短時間労働者のキャリアアップの阻
害や人手不足を生じさせている経緯が有る。更に自

営業者の配偶者は、国民年金の1号被保険者とし、

難しい期間に限り、3号の適用対象とする。それで
も厚生年金には育児休業期間中保険料が免除され、

将来の年金は減らない仕組みが既に有る。自営やフ
リーランスの人向けにも今年10月から同様の免除制

度が始まる。厚労省幹部は「維新には、有権者への
アピール材料として乏しいだろう」と言う。



て毎月約1万7000円の保険料を払わなければなら
ないのに、老後の年金額は「負担ゼロ」の第3号と
同額という不公平が問題視されている。勤め人とし
て働き、保険料を負担している女性達からの不満は
根強い。

こうした課題の解決策として、自民党や厚労省が
模索しているのは厚生年金の更なる適用拡大による
「自然減」だ。関連法の成立により、今後、厚生年金

が適用される企業規模要件(現行51人以上)が撤廃
され、週の労働時間が20時間以上なら厚生年金に加
入する様になる。こうした適用拡大を徐々に進めて

いけば、第3号は自然と淘汰されると見ている。但

象とする」案だ。育児や介護の期間中等、働くのが